

茨城県森林湖沼環境基金への寄付金の受け入れに関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県資金積立基金条例（昭和39年茨城県条例第7号）に定める茨城県森林湖沼環境基金に係る寄付金の受け入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付の申し込み及び承認)

第2条 企業、団体、個人等からの寄付の申し込みは、寄付申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 寄付申込書は林政課又は環境対策課において受理のうえ、寄付の受け入れについて知事の承認を受けるものとする。

3 寄付の受け入れが承認された場合は寄付受入書（様式第2号）を作成し、環境対策課長は寄付申込書及び寄付受入書の写しを林政課長に送付する。

(調定)

第3条 林政課長は、寄付の受け入れを承認した場合又は環境対策課長から寄付申込書及び寄付受入書の写しの送付を受けた場合は、茨城県森林湖沼環境基金積立金に係る特別財源として当該歳入について調定を行い、納付伝票を作成するものとする。

2 林政課長は、前項により作成した環境対策課に係る納付伝票を、環境対策課に送付する。

(納入の通知)

第4条 各課長は、寄付受入書に納付伝票を添えて寄付申込者に送付する。

(納付)

第5条 前条により寄付受入書等の送付を受けた者は、納付伝票により指定金融機関等において寄付金を納付し、領収証書を受領する。

2 前項による収入が困難である場合は、茨城県財務規則第41条及び第42条の規定により、現金領収するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、寄付の取り扱いに関し必要な事項は、規則、その他関係法令によるほか、必要な事項は林政課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年12月24日から施行する。

様式第1号

寄 付 申 込 書

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

申込者 住所

氏名

下記のとおり寄付したいので申し込みます。

1 寄 付 金 額 金 円

2 寄 付 の 目 的

(茨城県森林湖沼環境基金への寄付)

3 寄付予定年月日 年 月 日

様式第2号

寄 付 受 入 書

殿

年 月 日

茨城県知事

印

年 月 日付けで寄付申し込みのあった下記について、これを受け入れます。
なお、寄付金につきましては、添付の納付伝票により指定金融機関等において納付してください。

記

1 寄付金額

2 寄付の目的

(茨城県森林湖沼環境基金への寄付)